

水・食料と持続可能な社会委員会設置要綱

〔平成 19 年 6 月 21 日
日本学術会議第 39 回幹事会決定〕

改正 平成 19 年 11 月 22 日日本学術会議第 46 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、水・食料と持続可能な社会委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、水・食料と持続可能な社会について調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、25 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 20 年 8 月 31 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 22 日日本学術会議第 46 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。